

## 第3章 申請

### 3. 1

#### 工事の申し込み

工事の申し込み（条例第10条）は、「申込者」又は「申込者より委任を受けた指定工事業者」が給水装置工事申込書・指定給水装置工事事業者工事施行承認申請書（様式9 日本産業規格A列4番 上質紙A列本判86.5kg以上）5.4g/枚となる（以下「申請書」という。）に所要事項を記載の上、その他必要な関係書類を添付し、担当部署に提出すること。

設計審査（使用材料の確認を含む）を受け、かつ、その承認を受けた後、工事に着手すること。

1. 申請書の記入については、文字は楷書で、数字はアラビア数字で丁寧に書くこと。
2. 申込者が法人の場合は、法人の名称、氏名及び代表者印（法人の印）を押印すること。
3. 給水管から分岐しようとする場合は、その所有者の同意を得ること。また、同意書等の写しを提出すること。
4. 申込者以外の者が所有する土地又は家屋に給水装置を設ける場合は、その所有者の同意を得ること。
5. 給水装置所有者の変更がある場合は、「給水装置所有者名義変更届」（様式7）手続きを事前に済ませるか、申請と同時に申し込むこと。
6. 申請者が、市内に居住しないときは、市内に居住する代理人を置き、その代理人の住所及び氏名を記入すること。（条例第5条）
7. 同意や内容確認については、その旨を申請書に記載すること。

### 3. 2

#### 加入金

給水装置の新設工事又は増口径工事の申込みを行う者は、次の各号に掲げる工事の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を加入金として当該申込みの際に納付しなければならない。

- （1）新設工事 次の表に定める設置するメーターの口径に応じた基準額
- （2）増径工事 当該増径工事前のメーターの口径に応じた基準額と当該増径工事後のメーターの口径に応じた基準額との差額に相当する額。

また、加入金はその申請地に付随した権利である。

加入金基準額については次のとおりとする。(税込み)

| メーター口径     | 基 準 額          |
|------------|----------------|
| 13 ミリメートル  | 66, 000 円      |
| 20 ミリメートル  | 132, 000 円     |
| 25 ミリメートル  | 198, 000 円     |
| 40 ミリメートル  | 660, 000 円     |
| 50 ミリメートル  | 1, 320, 000 円  |
| 75 ミリメートル  | 3, 300, 000 円  |
| 100 ミリメートル | 6, 600, 000 円  |
| 150 ミリメートル | 13, 200, 000 円 |

### 3. 3

#### 手数料

各手数料については次のとおりとし、申込者は申し込みの際納付すること。

#### 3. 3. 1

設計審査手数料  
(材料確認を含む)

1 件につき 1, 000 円 (非課税)

#### 3. 3. 2

工事検査手数料

メーター口径が 20 ミリメートル以下のとき

1 件につき 2, 500 円 (非課税)

メーター口径が 25 ミリメートル以上 40 ミリメートル以下のとき

1 件につき 5, 000 円 (非課税)

メーター口径が 50 ミリメートル以上のとき

1 件につき 7, 000 円 (非課税)

ただし、メーター口径を変更しない場合は、申請する最大管口径をメーター口径とみなす。

### 3. 4

道路、河川占用  
許可申請

道路、河川等の掘削・占用を要する場合は、所定の手続きをとり、各道路、河川等の管理者の許可を得ること。

### 3. 5

道路使用許可申請

道路交通法に定める道路、交通の用に供されている道路を掘削する場合は、事前に所轄の警察署から「道路使用許可」を得るもので、適正な工程により実施すること。なお、工事の際は、許可条件を遵守し、許可証を携帯すること。

### 3. 6

工事中止、変更の  
申請

工事を申し込み、工事の承認後に下記の内容による変更が生じた場合は、施工前に申請変更を行うこと。また、工事が中止になった場合は、その旨、上下水道局に届け出ること。

- ・ 取出し位置の 1m 以上の変更
- ・ メーター位置の 1 m 以上の変更
- ・ 水栓数の増加
- ・ 指定工事事業差の変更
- ・ 給水方式の変更

### 3. 7

開発地の分岐承諾

宅地開発地区域内の各区画へ分岐工事を行なう場合は、原則として申請時に区画毎加入金を納入すること。（「第 10 章 開発行為等における水道施設の整備（無償譲渡）」に該当する場合はこの限りではない。）